

※発行が遅れまして、誠に申し訳ございません。

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 10月の主な成立法令一覧
3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 高松高決平成17年6月22日 判タ1222号239頁

平成17年(ラ)第80号 親権者指定申立却下及び子の引渡し審判に対する即時抗告事件(一部取消、自決、一部抗告棄却・確定)

ともに未成年である父母の間に産まれた2歳の子につき、父が子を認知し現に実家で監護養育に当たっていたが、母と子の間に情緒的結びつきが形成され、かつ、それが失われずに持続している以上、母を立てて子の監護養育に当たらせるのが子の健全育成に資するとして、父のした親権者指定の申立てを却下した原審判が抗告審でも維持された。

子を認知した父の申し立てた親権者指定(A事件)と母の申し立てた子の引渡し(B事件)とを併合してなした審判につき、父がB事件の申立があったことの告知を受けていなかったためにB事件の当事者として主体的に手続を進行する機会を全く与えられなかったことは、B事件の内容及び審判手続上の手続保障の要請に照らせばB事件の審判手続は違法であるが、家事審判規則19条の趣旨に照らすと、抗告審においてB事件の事実の調査が実質的に十分尽くされているから、本件を家庭裁判所に差し戻すまでもなく抗告審で判断するのが相当であり、B事件につき父に対し子を引渡しよう命ずるのが相当であると判断された。

(2) 大阪高判平成18年5月17日 判タ1237号277頁

平成18年(ネ)第31号 損害賠償請求控訴事件(一部認容、変更・上告、上告受理申立)

本件は、Y1との間でマーケティングサポート業務委託契約を締結していたX(Y1の保険募集代理店とも共同募集契約を締結していた)が、Y1の社員であるY2、Y3から、共同募集契約の解消を求められて暴言や暴力的行為を受け、あるいはY1との業務委託契約を解消するよう仕向けられ、不当に契約関係を解消されたことにより精神的損害を被ったと主張して、共同不法行為に基づく損害賠償として、また、Y1に選択的に使用者責任に基づく損害賠償として、Yらに対し、慰謝料200万円の支払を求めた事案である。争点は、[1]Y2、Y3の暴言や暴力的行為の有無、[2]Y1による業務委託契約解消の違法性と責任原因の有無、[3]Xの損害額であるが、本判決は、[1]につき、Y1の代理店は、Xとの間の共同募集契約を解消すべき正当な理由があるのであれば、契約の定めに従って解約申出をすればよく、Y2、Y3がXに共同募集契約の解消に無理矢理同意させる必要など全くないにもかかわらず、その解消を求めて、男性であるY2、Y3が、女性であるXに対し行った行為は、執拗に、3時間に渡り、密室とも言い得る応接間で、威圧的に、感情を高ぶらせ、机を何度も叩く態様で継続して行われる等したものであり、そのため、Xは、極めて強い恐怖心を感じショックを受けたものであるから、Y2、Y3の行為は暴力的行為と評価できるものであり、同契約の解消を説得する方法としても相当性を欠くので、不法行為を構成するとした。そして、[2]については、Y1による業務委託契約解消は、Xが営業活動の報告等を懈怠するなど勤務態度がよくなかったことなどからして約定に従った解約であり有効であるとしたものの、Y2、Y3の上記行為につきY1が使用者責任を負うとし、[3]については、Xの請求のうち慰謝料20万円の支払を認容し、その余の請求を棄却した。

(3) 福岡高判平成18年6月29日 判タ1237号271頁

平成17年(ツ)第53号 不当利得返還請求上告事件(上告棄却)

本件は、Xらが、貸金業者であるYから継続的に金銭の借入れ及び返済をしていたところ、Yに対し、利息制限法所定の利率を超えて支払ったとして、Yが取得した過払金の返還を求めて提訴した事案である。法律的な争点としては、XらのYからの借入れの個数が1個であるか否か、仮に複数であるとしても過払金を再貸付に当たり充当差引計算をすべきかが問題となったが、本判決は、同一当事者間で、複数の貸付けが期間において複数回行われている場合、当該各貸付けが個別なのか、実質的には連続しているのかは、時期的近接性のほか、諸般の状況から推認される当事者の合理的な意思解釈によって判断されるべきであるとして、本件のXらの借入については、借入に関する書面上、更新に関する不動文字が削除されている事実等を指摘した上で、それぞれ個別のものであると判示した。また、再貸付にあたっての充当関係については、過払いを生じた段階で別口の債権が存在しなければ、弁済充当すべき対象がないのであるから、不当利得返還請求権が一旦成立し、充当の問題は発生しないと解すべきであり、新たな債権が発生した時点で過払金が当然に新たな債権(貸付)の残元本に充当されると解することは出来ない旨判示した。

(4) 福岡高判平成19年6月21日 金法1815号49頁

平成19年(ネ)第159号 持分移転登記手続請求控訴事件

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではなく、当該相続人をして単独で相続させる遺産分割方法が指定されたものであり、また、特段の事情がない限り、何らの行為を要せずして、当該遺産は被相続人の死亡の時に直ちに相続により承継されるものと解すべきところ(最二判平成3年4月19日・民集45巻4号477頁参照)、このことは、遺産全部について「相続させる」趣旨の遺言をした場合でも同様に解すべきであり、この場合は法定相続分を超える遺産を相続させることになるから、遺産分割の方法が指定されたとともに相続分が指定されたものと解すべきである。そして、このように相続分が指定された場合、対債権者との関係ではともかく、少なくとも相続人間では、相続債務は指定に従って承継されるというべきであって、相続分全部の指定を受けたYが相続債務の全部を承継するとともに、Xはこれを承継することはないから、Xの遺留分侵害額を算定するに際し、加算すべき相続債務は存しないというべきである。

(5) 名古屋地判平成18年6月30日 判タ1237号262頁
平成14年(ワ)第4552号、平成16年(ワ)第3269号 損害賠償請求及び売買残代金反訴請求事件(一部認容・控訴)

本件は、美容室を営むXらが、美容機器の製造・販売等を目的とする会社であるYらから、レーザー光線を利用した脱毛機及びその関連資材を購入する旨の売買契約したところ、本件脱毛機はYから説明された程度の性能を有していないなどとして、Yらに対し、売買契約の錯誤無効又は詐欺取消しによる代金の返還、若しくは瑕疵担保責任による代金相当額の損害賠償を請求した事案である。Xらの請求に対し、Yらは、本件脱毛機の性能、商品説明の内容等について争う等したが、本判決は、Xらの錯誤無効の主張について、売買契約において前提とされた目的物の性能と実際に引き渡された目的物の性能について詳細に検討し、Xらは、Yの従業員による商品説明により、本件脱毛機による施術を行えば、被施術者の毛質、肌質等によって全く一律ではないものの、通常は5回程度の施術によって脇等のむだ毛が産毛程度になるという脱毛効果を得ることができ、また、本件脱毛機による施術は比較的容易で、製造会社が主催する講習を受講すれば、未経験者が施術を行っても上記効果を得ることができるものと信じ、売買契約を締結したが、実際には、本件脱毛機は、被施術者の毛質、肌質等によってその施術回数、施術方法及び施術効果が区々であり、顧客や部位によっては、10回ないしそれ以上の施術を行うことにより、一定の脱毛効果を得ることはあるが、通常、産毛程度までの脱毛効果を得ることはできないと認め、本件脱毛機には、Xらが売買契約締結に際して前提とした性能を具備しておらず、売買契約は要素の錯誤により無効であるとして、Xらの請求を認容した。

(6) 東京地判平成18年9月5日 判時1973号83頁

平成15年(ワ)第16689号 売買代金返還請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

売買された土地について、後日鉛等により土壤汚染されていることが判明したため、買主が売主に対し、錯誤無効、瑕疵担保、債務不履行を理由として、売買代金の返還、損害賠償を請求したケース。

本判決は、[1]本件土地の土壤汚染の事実について買主は錯誤に陥っていたといえるが、それは表示されない動機の錯誤にとどまり、要素の錯誤とはいえない、[2]本件土地の土壤汚染は、直ちに発見することが困難な瑕疵であるが、土壤汚染についての瑕疵担保責任についても商法526条の適用があるから、特段の事情のない限り、引渡し後6ヶ月の経過によって、買主は同責任に基づく主張をすることができないとしたが、[3]売主は、本件土地は機械解体作業等の用地として使用されてきたことを認識していたのであるから、買主に対し、同土地の埋立てからの同土地の利用形態について説明・報告すべき信義則上の説明義務の不履行があると判断し、本件請求を一部認容した。

(7) 東京地判平成19年3月23日 判時1975号2頁

平成14年(ワ)第22773号・平成15年(ワ)第14045号・平成16年(ワ)第1641号・同第15

649号 各損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))C型肝炎東京訴訟第1審判決

原告ら21名が、血液製剤の使用によりC型肝炎に感染したとして、製薬会社に対して民法709条に基づき、国に対して国賠法1条1項に基づき、各損害賠償を求めた薬害訴訟(東京地裁)において、多岐にわたる争点につきそれぞれ判示のうえ、製薬会社と国の責任を一部認めた事例であるが、以下のとおりの特徴が見られる。

大阪地裁判決(判例時報1942号23頁以下)や福岡地裁判決(同1953号11頁以下)では、血液製剤フィブリノゲン(以下「フィブリノゲン製剤」という。)の有用性を否定し、適応症限定義務違反を責任の根拠としていたのに対して、本判決は、フィブリノゲン製剤の有用性を肯定した上で、非A非B型肝炎感染の危険性が高く、同肝炎が重篤な疾患であり、低フィブリノゲン血症以外の症例に使用してはならないことの指示警告義務違反を責任の根拠として、製薬会社と国の両方の責任を一部認めた。

また、大阪・福岡の両判決では第Ⅹ因子複合体製剤(クリスマシン)に関する責任が否定されていたが、本判決では、非A非B型肝炎の重篤性についての認識が可能となった昭和59年1月1日以降につき指示警告義務違反を理由に製薬会社の責任を認めた(国の責任は否定した)。

【知的財産】

(8) 知財高判平成19年9月27日 裁判所HP

平成18年(ネ)第10032号 不正競争行為差止等・損害賠償等反訴請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第14972号(本訴)、同第22496号(反訴))

原審は、フランチャイザーである原告日本マクドナルド株式会社のフランチャイジーである被告会社に対するFC契約に基づく未払ロイヤルティ料等の支払を求める請求等を認容し、被告会社の原告に対するFC契約の債務不履行に基づく損害賠償請求等の反訴請求をいずれも棄却したため、被告会社はこれを不服として控訴を提起し、新たな請求について審理判断を求める訴えの交換的変更を行い、原告はこの変更に同意した。

原告と被告会社との間で締結した、福岡新天町店における原告所有の有形固定資産および無形固定資産を原告が被告会社に売り渡し、原告が負担する残存リース料債務を被告会社が引き受ける売買契約中、無形固定資産の売買については、原告が被告会社に対して優越的な地位にあることを濫用して、原告に本件売買契約を締結させたものであるから、公序良俗に反するものであると被告会社は主張したが、本件売買契約が締結されたのは、本件FC契約締結の前日であり、本件売買契約締結の時点では、原告は被告会社と継続的取引関係に立っておらず、フランチャイザーの地位を優越的な地位として利用したものでないことは明らかである、として控訴人の新たな請求を棄却した。

(9) 大阪高判平成19年10月11日 裁判所HP

平成18年(ネ)第2387号 不正競争行為差止等請求控訴事件(原審・大阪地方裁判所平成17年(ワ)第11663号)

控訴人が製造販売する胃腸薬の商品表示として著名な「正露丸」の各表示と類似する包装を使用した胃腸薬を製造販売している被控訴人の行為が、不正競争防止法2条1項2号又は1号の不正競争に当たると主張して胃腸薬の製造販売の差止め等請求を棄却した原判決に対して控訴人が控訴を提起し、「正露丸」が「商品等表示」に該当するかが争点となった。

「正露丸」の名称で本件医薬品の製造販売を行っている業者は複数存在し、遅くとも昭

和30年代ころから普通名称として浸透している。普通名称の商品等出所表示への転換を認めるに当たっては、例えば、同業他者が消滅し、当該特定の者のみが当該名称を使用して当該商品ないしサービスを提供するような事態が継続し、あるいは、何らかの事情により当該商品ないしサービスが一旦、全く提供されなくなり、一時、人々の脳裏から当該名称が消え去った後、当該特定の者が当該名称を自己の商品等表示(商標)として当該商品ないしサービスの提供を再開するなどの事態が生じ、当該名称が当該特定の者の商品等表示(商標)と認識されるようになったこと等を要するというべきであるが、このような社会の人々の認識に転換をもたらすような事態は生じておらず、「正露丸」の普通名称性には変わりがないと認められる、として本件控訴を棄却した。

【民事手続】

(10) 東京地(中間)判平成19年3月20日 判時1974号157頁

平成17年(ワ)第22951号 債務不存在確認請求事件

被告らは、本件訴訟は国際的二重起訴に当たるから、却下されるべきであると主張するが、民訴法142条の「裁判所」は、我が国の裁判所をいうのであって、外国の裁判所を含まないというべきであり、また、国際的二重起訴を禁止する慣習、条理があるとまでは認められない。

【刑事法】

(11) 最一決平成19年10月16日 最高裁HP

平成19年(あ)第398号 爆発物取締罰則違反、殺人未遂被告事件

本件は、離婚訴訟中であった被告人が、妻の実母Aらを殺害する目的で、アセトン等から生成したトリアセトントリパーオキサイド(過酸化アセトン。以下「TATP」という。)により、「本件爆発物」を製造した上、定形外郵便物としてAあてに投かんし、Aを含む3名の者に軽傷を負わせ、爆発物取締罰則違反、殺人未遂に問われた事案である。これに対して、被告人が購入したアセトン等を他の使途に費消した可能性や、本件爆発物を収納した封筒にちよう付されていた24枚の切手中、少なくとも10枚を被告人が購入し得なかった可能性等を指摘して、原判決は、情況証拠による間接事実に基づき事実認定をする際、反対事実の存在の可能性を許さないほどの確実性がないにもかかわらず、被告人の犯人性を認定したなどとの主張がなされたところ、刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるところ、ここに合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨であり、このことは、直接証拠によって事実認定をすべき場合と、情況証拠によって事実認定をすべき場合とで、何ら異なるところはないというべきであって、本件は、専ら情況証拠により事実認定をすべき事案であるが、原判決が是認する第1審判決は、前記の各情況証拠を総合して、被告人が本件を行ったことにつき、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されたと判断したものであり、同判断は正当であると認められると判示した。

(12) 札幌高判平成19年9月13日 裁判所HP

平成18年(う)第351号 傷害被告事件(控訴棄却)

1 被害者の母親と交際していた被告人が、当時6歳の被害児童の両腕等に燃焼中のタバコの先を押しつけるなどして全治約1か月を要する傷害を負わせたとの公訴事実について、被告人が被害児童にタバコの火を押しつけたと認定するにはなお合理的な疑いが残るとして原審の無罪判決を維持した事例。

2 裁判所は、煙草の押しつけ自体は認定したものの、被害児童が保護者である母親からきちんとした手当を受けていないことや、当初は母親にやられた旨を述べていたことを受け、被告人を犯人と断定することは出来ないと判断した(なお、被告人が被害児童と同居していたかは判決文からは不明)。

(13) 名古屋地判平成19年1月26日 判時1974号164頁

平成18年(ワ)第668号 損害賠償請求事件

弁護人が、被告人に対し、即時に当該文書を差し入れる必要がある旨を申出た場合において、仮監の拘置所職員が、仮監では、物品の検査態勢が十分でないとの一事をもって、本所である拘置所に問い合わせることもせず、独断で弁護人の申出を拒んだときは、当該職員の行為は、弁護人の接見交通権を不当に害したものと、違法となると解される。

【公法】

(14) 最二判平成19年9月28日 裁判所HP

平成17年(行ヒ)第89号 法人税、消費税及び地方消費税更正処分取消請求事件(上告棄却)

1 海運業を営む内国法人である上告人が、パナマ共和国において設立した子会社に生じた欠損が実質的には親会社である上告人に帰属するとして、その所得を計算するに当たり、租税特別措置法(平成10年法律第23号による改正前のもの)66条の6第1項所定の当該内国法人に係る特定外国子会社等に生じた欠損の金額を損金の額に算入したところ、これが認められなかった事例。

判決は、特措法66条の6第1項は、税負担の実質的公平を目的として、特定外国子会社等が適用対象留保金額を有する場合には、一定の金額を内国法人の所得の計算上益金の額に参入することとしている。この均衡を配慮して、当該特定外国子会社等に生じた欠損の金額について、5年を限度として、当該特定外国子会社等の未処分所得の算定に当たり繰越控除を認めることとしたもので、内国法人の所得金額を算定するに当たり、その損金額に参入することはできない。

(15) 最二判平成19年9月28日 裁判所HP

平成17年(行ツ)第246号 障害基礎年金不支給決定取消等請求事件(上告棄却)

1 国民年金法(平成元年法律第86号による改正前のもの)が、所定の学生等につき国民年金に強制加入させず、保険料納付義務の免除規定の適用を伴わない任意加入のみを認めるものとした措置等は、憲法25条、14条1項に違反しないとされた事例。

任意加入制度は、学生の収入力を考えた場合に大きな負担を避けるための合理的理由があり合理的な立法裁量である。

2 平成元年法律第86号による国民年金法の改正前において、初診日に同改正前の同法所定の学生等であり国民年金に任意加入していなかった障害者に対し無拠出制の年金を支給する旨の規定を設けるなどの立法措置を講じなかったことは、憲法25条、14条1項に違反しない。

(16) 最三判平成19年10月9日 裁判所HP

平成18年(行ツ)第227号 障害基礎年金不支給決定取消等請求事件

1 国民年金法(平成元年法律第86号による改正前のもの)が、所定の学生等につき国民年金に強制加入させず、保険料納付義務の免除規定の適用を伴わない任意加入のみを認めるものとした措置等は、憲法25条、14条1項に違反しないとされた事例。

任意加入制度は、学生の収入力を考えた場合に大きな負担を避けるための合理的理由があり合理的な立法裁量である。

2 平成元年法律第86号による国民年金法の改正前において、初診日に同改正前の同法所定の学生等であり国民年金に任意加入していなかった障害者に対し無拠出制の年金を支給する旨の規定を設けるなどの立法措置を講じなかったことは、憲法25条、14条1項に違反しない。

(17) 最二判平成19年10月19日 裁判所HP

平成17年(行ヒ)第390号 病院開設許可処分取消請求事件(上告棄却)

1 医療法(平成18年法律第84号による改正前のもの)7条に基づく開設許可のされた病院の付近において医療施設を開設し医療行為をする医療法人等は、同許可の取消訴訟の原告適格を有しないとされた事例。

2 病院開設申請の許可要件に関する同法7条等、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため都道府県の医療計画策定を認めた同法30条の3等の諸規定からも、付近にて医療施設を開設する者の利益が開設申請の拒否を判断するに当たり考慮されているとは窺えない。

(18) 大阪地判平成17年6月24日 判タ1222号163頁

平成16年(行ウ)第28号 食糧費公文書反復非公開決定取消請求事件(一部認容・確定)

Y1(市長)がXらの公文書公開請求に対してした一部非公開決定を取り消した判決(前訴判決)が確定した後、Y1がその一部について再度非公開とする決定(本件非公開決定)をしたため、Xらが、同処分は行政事件訴訟法(平成16年法律第84号による改正前のもの。以下「行訴法」という。)33条の拘束力に反する違法な処分であるとして、その取消を求めた事案において、Y1がXらに対してした本件非公開決定が前訴判決の拘束力に違反するかどうかが主たる争点として争われたところ、本判決は、(1)取消訴訟による権利救済の実効性を期すという行訴法33条の趣旨からすれば、同条1項の規定する取消判決の拘束力は、取消判決の本文についてのみ生じるものではなく、同項により取消判決の理由において示された具体的違法事由についての判断に与えられた通用力として、当該本文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたり、その限度で生じるものと解されるのであり、その性質上、当該取消判決に係る訴訟の審理経過ないし当事者の具体的主張、立証状況等によって拘束力の生じる範囲が左右されるものではないと解するのが相当である、(2)上記の行訴法33条の趣旨からすれば、判決本文が導き出されるのに必要な法律判断として判示された法理についても、当該判決本文が導き出されるのに必要なものとして認定された事実適用される限りにおいて、当該事実認定と相まって拘束力が生じるのであって、当該事実認定と離れて一般的に拘束力が生じるものではない、としたうえで、Y1がした本件非公開決定は、前訴判決の判決本文が導き出されるのに不可欠な事実認定及び法律判断に違反してされたものであるから、前訴判決の拘束力に違反する違法な処分であるとして、本件非公開決定を取り消した。

(19) 東京地判平成17年12月16日 判タ1222号172頁

平成17年(行ウ)第287号 裁決取消請求事件(一部認容・控訴)

原告が、確定申告書を法定申告期限の末日に郵便局の窓口へ提出し処分行政庁である税務署長宛に郵送したところ、郵便局内部の取扱いにより翌日の通信日付印が押されたために、処分行政庁から同確定申告書は期限後申告書に当たるとして無申告加算税の賦課決定を受けたため、これを不服として、同賦課決定及び原告の審査請求を棄却した裁決の各取消しを求めた事案において、本判決は、原告が郵便局の業務時間内に郵便窓口で差し出した本件郵便物につき、当日の通信日付印が付き、当日提出したのと同じ取り扱われるものと信じて疑わず、ポストに投函したり集配局に提出するなどの措置を試みなかったことはやむを得ないところであって責めることができず、これを期限後申告書であるとして無申告加算税を課するのは酷であるから、原告が期限内申告書を提出することができなかったことには国税通則法66条1項ただし書にいう「正当な理由」があると認め、にも関わらず原告が無申告加算税を賦課した本件決定は違法であり、取消を免れないと判断した。

(20) 宇都宮地判平成19年5月24日 判時1973号109頁

平成16年(ワ)第179号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Aが猟銃を発砲してB女を射殺し、次いで、X2女に発砲して重傷を負わせたと自覚した事件につき、B女の遺族並びに受傷者X2女及びその親族が、Y県公安委員会及び警察官がAに本件猟銃の所持許可処分をしたことは違法であるなどとし、国家賠償請求などを求めたケース。

本判決は、B女の遺族及び受傷者X2女の夫らの請求につき、審査担当者の警察官は、AとB女との間に長年のトラブルが継続し、平成13年7月にはB女が自宅近くのゴミ集積場から自宅に戻ろうとしたところ、A運転の自家用車がセンターラインを超えてB女に向かって突き進んだ事件があったことを知っていたが、Aに対する身元調査や面接結果から受けるAの印象の良さや、また身元調査表に「許可については熟慮を要する」という意見が記載されていたものの、AとB女とのトラブルは若干度が過ぎた悪質なものであるが、隣近所の諍いに過ぎないと評価し、他の警察官からもその後のトラブルは今のところ聞いていないとの回答を受けたことから、Aは欠格事由に該当しないと判断し、許可相当との意見を報告したことなどを指摘し、これは関係書類等を十分に調査せず、またAの身元調査に際して十分な調査を指示しなかったこと、特にB女からの意見聴取に消極的で現に聴取を行わないなど、合理的な調査を怠ったためであり、担当警察官の本件許可処分の審査は、Aの猟銃購入がB女への

加害目的であることを看過したもので、これを基礎とした公安委員会及び警察官の職務行為には違法及び過失があり、したがって、Y県は国賠法1条1項により損害賠償責任を負うと判示した。

【社会法】

(21) 名古屋高判平成19年9月13日 裁判所HP
平成19年(ネ)第9号 解雇予告手当請求控訴事件(請求棄却の原審取消,一部認容)

1 使用者が労働者から「首ですか」と問われたのに対し、「あなたの胸に聞いてください」などと答えたことが解雇の意思表示に当たるとされた事例、及び、使用者が労働者から「首ですか」と問われたのに対し、沈黙していたことが解雇の意思表示に当たるとされた事例。

2 何れの評価も、具体的状況下で労働者が代表者の発言に「首ですか」と応じた場合、解雇する意思がなければ代表者はこれを打ち消すなどの言動に出ることが通常であるという経験則が前提となっている。

3 両事例に関し、裁判所は特に理由を示すことなく、付加金請求は認容しなかった。

(22) 札幌高判平成19年9月27日 裁判所HP
平成16年(行コ)第15号 時間外勤務手当等(控訴棄却)

1 公立学校の教育職員であった控訴人らが時間外勤務等手当及び休日勤務手当の支払いを求めたが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例3条3項の規定が適用されること、憲法27条2項違反や憲法14条違反がないことを理由にその請求が棄却された事例。

2 教職は勤務形態に於いて自由度が高く労働密度が希薄な部分があること、自己啓発的な側面があること、専門職であること、時間的その他の拘束に馴染まない部分があること、教職調整額等の配慮がされている立法の沿革等に鑑みると、「時間外勤務等を行うに至った事情、従事した職務の内容、勤務の実情等に照らし、時間外勤務等を命じられたと同視できるほど当該教育職員の自由意思を極めて強く拘束するような形態で時間外勤務等がなされ、そのような時間外勤務等が常態化しているなど、給特法、給特条例が時間外勤務等を命じ得る場合を限定した趣旨を没却するような事情が認められる場合」に限り時間外勤務等手当等の請求を認めるべきである。

3 公立学校と私立学校とでは、勤務条件法定主義に服する前者と服しない後者とで相違することから、2項のように解しても憲法14条違反ではない。

(23) 大阪高判平成18年11月28日 判時1973号62頁
平成17年(ネ)第3134号 福祉年金請求控訴事件(控訴棄却,上告)

本判決は、[1]本件福祉年金制度を規定する福祉年金規程の主要な内容については、原告らは会社を退職するより前の時点で説明を受けており、規程の詳しい内容を知ろうと思えば、容易に知り得たこと、[2]本件規程には、その改廃規定として、将来、経済情勢若しくは社会保障制度に大幅な変動があった場合等には、規程の全般的な改訂または廃止を行う旨の規定があり、この規定によると既受給者との間においても、本件給付利率の改定が許されること、[3]本件制度は、従業員の退職後の生活の安定を図り、退職金の運用先を提供する趣旨を含めて、市場金利より若干有利な給付利率を定めたものであり、右改廃規定による利率は、一般金融市場における利率より相当高い利率であり、この減額改定は、その必要性からみて相当範囲といえること、[4]会社は、本件利率を減額改定するに当たって、本件規程の複製版を作成してこれを既受給者に送付した上で、定期支部総会後の会社説明会や事業場別説明会で既受給者に対し本件利率を改定するに至った経緯を説明して理解を求め、その結果として、会社は既受給者の94.6%の減額同意を得ており、その改定手続も相当であるから、本件改廃規定に基づく本件利率減額改訂は有効であると判示した。

(24) 大阪高判平成18年11月28日 判時1973号62頁
平成17年(ネ)第151号 年金支払請求控訴事件(控訴棄却,上告)

平成17(ネ)3134号事件とほぼ同じ事実を認定し、その下で、本件福祉年金の減額改定は、原告らの退職後の生活の安定を図るとする本件年金制度の目的を害する程度のものであってはいえず、また、会社は、本件改訂の実施に先立ち不利益を受けることとなる加入者に対して、予め、給付利率の引き下げの趣旨やその内容等を説明し、意見を聴取するなどして相当な手続を経ているので、本件減額改定は有効であると判示した。

(25) 東京地判平成18年11月27日 判タ1237号249頁
平成17年(行ウ)第243号 遺族補償給付不支給処分取消請求事件(認容・確定)

営業職の労働者の自殺が会社の業務に起因するものか否かにつき、業務と精神障害の発症との間の相当因果関係が認められるためには、ストレス(業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷)と個体側の反応性、脆弱性を総合考慮し、業務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であるといえる場合に、業務に内在しない随伴する危険が現実化したものとして、当該精神障害の業務起因性を肯定するのが相当であるとした。その上で、本件は、平成14年10月(同年4月大学新卒入社)以降の仕事の内容・仕事量の急激な変化、取引先との人間関係、交通事故等のミスの連発、労働時間の長時間化とそれに伴う睡眠不足、上記各出来事による心理的負荷の総合的評価の必要性等の諸事情を検討し、業務に伴う心理的負荷は、強度のものと評価することができ、精神障害は、業務に内在しない随伴する危険が現実化したものとして、業務起因性を肯定した。

【紹介済み判例】

最三判平成18年2月21日 判タ1222号147頁
平成14年(受)第133号 占有権に基づく妨害予防請求事件(破棄差戻)
→法務速報59号2番にて紹介済み。

最二判平成18年7月10日 判タ1222号140頁
平成17年(受)第614号 理事長選任互選不存在確認等請求事件(上告棄却)
→法務速報63号11番にて紹介済み。

最一判平成18年7月13日 判タ1222号135頁

平成17年(オ)第22号,同(受)第29号 損害賠償請求事件(上告棄却)
→法務速報63号54番にて紹介済み。

最二判平成18年7月14日 判タ1222号80頁
平成15年(行ツ)第35号,平成15年(行七)第29号給水条例無効確認等請求事件(一部上告棄却,一部破棄自判)
→法務速報63号55番にて紹介済み。

最二判平成18年7月14日 判タ1222号156頁
平成17年(受)第883号求償金請求事件(一部上告却下,一部破棄差戻)
→法務速報63号12番にて紹介済み。

最一判平成18年7月20日 判タ1222号86頁
平成16年(受)第226号差押債権取立請求事件(破棄差戻)
→法務速報63号27番にて紹介済み。

最一判平成18年9月14日 判タ1222号160頁
平成17年(受)第2205号保険金請求事件(破棄差戻)
→法務速報65号15番にて紹介済み。

東高決平成18年6月19日 判タ1222号306頁
平成18年(ヲ)第475号債権仮差押命令申立却下決定に対する抗告事件(取消,差戻・確定)
→法務速報66号30番にて紹介済み。

東京高判平成18年10月18日 金法1814号39頁
平成18年(ホ)第440号 預金払戻請求控訴事件
→法務速報71号7番にて紹介済み。

最一判平成19年6月7日 金法1816号60頁
平成18年(受)第1887号 損害賠償等請求事件
→法務速報74号1番にて紹介済み。

2. 10月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・成立法令はありません

3. 10月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・池田唯一・大来志郎・町田行人編著 商事法務 251頁 2310円
新しい公開買付制度と大量保有報告制度

・大川博通・尾崎安央・武井一浩編著 商事法務 328頁 4305円
別冊商事法務 No. 307 内部統制の実務と監査役監査

・証券取引法研究会編 商事法務 172頁 3255円
別冊商事法務 No. 308 金融商品取引法の検討 1

・大阪弁護士会会社法実務研究会編 商事法務 342頁 4410円
中小企業の会社法実務相談

・長谷川俊明 レクシスネクシス・ジャパン 200頁 2625円
国際ビジネス判例集シリーズ 買収防衛とM&A判例集

・児島幸良 商事法務 297頁 2310円
改正証券取引法・金融商品取引法のポイント〔改訂版〕

・三好喜敬 信山社 440頁 29400円
復刊法律学大系 第4巻 電話加入権と加入権質

・来栖三郎・三藤邦彦 信山社 176頁 10500円
日本立法資料全集 別巻452〔第443回配本〕 立木取引慣行の研究

4. 10月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・林 仲宣・四方田彰・角田敬子 税務経理協会 264頁 2310円
交際費税務に生かす判例・裁決例50選 . . . ★

・三山祐三 レクスネクシス・ジャパン 600頁 6300円
著作権法詳説〔第7版〕

・小島武司 中央大学出版部 888頁 10500円
日本比較法研究会研究叢書 74 日本法制の改革:立法と実務の最前線

・岡村 勲 明石書店 312頁 2730円
犯罪被害者のための新しい刑事司法 解説 被害者参加制度と損害賠償命令制度

・カトラー/浅井千絵・菅原郁夫訳 北大路書房 160頁 2310円
目撃証人への反対尋問 証言心理学からのアプローチ

・大江 忠 商事法務 186頁 2100円
要件事実ノート

・東澤 靖 明石書店 404頁 3990円
国際刑事裁判所 法と実務

・李 禎之 信山社 200頁 4800円
国際裁判の動態

・道幸哲也 信山社 228頁 3045円
労働法判例総合解説 39 不当労働行為の成立要件

・今井敬彌 日本評論社 300頁 3150円
私の経験的 日本弁護士論序説 司法改革の王道を歩んで . . . ★

5. 発刊書籍

・交際費税務に生かす判例・裁決例50選
昭和50年代から平成16年に至るまでの交際費を巡る主な判例を取り上げ、それぞれに納税者・課税庁・裁判所(審判所)の主張を解かり易くまとめた後、実務家である著者が解説を加えている。近年の判例・裁決では、交際費としての談合金の位置付けや研修旅行の費用性の問題などが掲載されており、最新実務における交際費問題の判断の一助として役立つ。

・私の経験的 日本弁護士論序説 司法改革の王道を歩んで
アメリカ型市場原理に立脚された現在の我が国の「司法改革」の在り方に一定の危惧を抱きつつ、改革を進めてきた著者による司法改革論研究書である。体裁は研究書であるが、実務家である著者ならではの経験論から各小論が選定されており、単なる論理の突詰めに終始しない論調になっている。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
